

引っ越しのシーズンです

ご利用下さい 3月29日・4月5日 便利な日曜窓口

取り扱い業務

業務内容	担当課
転入・転居・転出等の引っ越しにかかる手続き及び証明書の発行	市民課 ☎724・2123 忠生市民センター ☎791・2802 南市民センター ☎795・3165
印鑑登録及び証明書の発行	なるせ駅前市民センター ☎724・2511 鶴川市民センター ☎735・5704
戸籍の届出(他の市区町村に本籍・住所のある方は受付のみ)及び証明書の発行	堺市民センター ☎774・0003 小山市民センター ☎798・1927
外国人登録に関する手続き	市民課 ☎724・2123

住民異動手続きに関連した次の業務も各担当課で取り扱います。

業務内容	担当課
国民健康保険の加入・脱退の手続き 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付相談・納付受付	保険年金課 ☎724・2124、2125
国民年金の加入手続き(社会保険事務所が休みのため仮受付になります) 必要なもの:年金手帳と退職日のわかるもの	保険年金課 ☎724・2127
乳幼児医療・義務教育就学児医療の受付	子ども総務課 ☎724・2139、2143
児童手当の受付	
保育園入所申請の受付	子育て支援課 ☎724・2137
障害者手帳(身体・知的)に関する手続き	障がい福祉課 ☎724・2148
障害者手帳(精神)に関する手続き	障がい福祉課 ☎724・2145
市・都民税 課税・非課税証明書の発行	市民税課 ☎724・2874
原付バイク等の手続き	
市立小・中学校の転入学の手続き	学務課 ☎724・2176

3月・4月は、引っ越しに伴う手続きのため、市役所の利用者が急増します。特に月曜日の窓口は大変込み合い、待ち時間も長くなっています。

平日に來られない方の利用と混雑緩和のため、市役所本庁舎市民課、各市民センターでは次のとおり日曜日に手続きの窓口を開きます。

どうぞご利用下さい。

3月29日(日)、4月5日(日) 午前8時30分～午後5時

利用いただけます。

転出の手続きは郵送で行うことができます

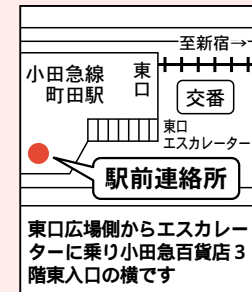
市外への引っ越し(転出)の手続きは、転出予定日のおおむね14日前から受付可能です。書面に、

新住所
旧住所
氏名
引っ越し年月日
連絡先
届出者氏名及び捺印

を記入し、本人確認のできる書類(運転免許証、健康保険証など)のコピーと80円切手を張った返信用封筒を同封し

証明発行します 市民課駅前連絡所

☎732・0777



平日は朝7時から証明書がとれます

市民課駅前連絡所では、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄・抄本などの証明書類を発行します。開所時間は、月曜日から金曜日が午前7時～午後7時、土・日曜日は午前10時～午後5時です。

祝日とその振替休日はお休みです。

燃やせるごみの収集委託が更に拡大します

4月1日から南地区の燃やせるごみ収集業務が民間委託になります。新たに収集委託になる地区は下表のとおりです。

これに伴い、ごみの収集時間前後します。市民の皆さんには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

市では2007年度から燃やせるごみ・燃やせないごみ収集業務の民間委託を進めています。燃やせないごみの収集業務は2007年度にすべて民間委託に移行し、燃やせるごみの収集については年度ごとに地域を選択し順次移行しています。

この民間委託による収集日の変更はありません。ごみはこれまでどおり、市の指定収集袋に入れて、収集日の朝8時30分までにお出し下さい。

委託業者の車両には、前面・後部・両側面の計4か所に業者名を表示するとともに「燃やせるごみ収集車町田市」と表示していただきます。

新たに収集委託となる地区(4月1日から)

収集曜日	燃やせるごみ収集委託区域
月・木曜日コース	金森・金森1丁目・都営金森第8アパート
火・金曜日コース	鶴間・鶴間1～3丁目・つくし野1～4丁目
水・土曜日コース	小川・小川1～4丁目・南つくし野1～4丁目・成瀬が丘1～3丁目

ごみ有料化実施後3年間(10月～9月)の資源とごみ量

ごみ有料化が実施されてから3年が経過しました。有料化1年目と比較すると、ごみ総量では年々減少しており、リバウンド現象は見受けられません。また資源物では一般家庭から出る剪定枝の資源化を2008年5月から本格実施したため剪定枝の量が増えています。しかし、資源物の全体量は横ばい状態です。今後も分別の徹底とごみ減量にご協力をお願いいたします。

☎ごみ減量課 ☎797・0530

燃やせるごみ量	単位: トン
05年10月～06年9月	95,795
06年10月～07年9月	95,510
07年10月～08年9月	93,437

燃やせないごみ量	単位: トン
05年10月～06年9月	5,841
06年10月～07年9月	6,102
07年10月～08年9月	5,807

資源物量	単位: トン
05年10月～06年9月	22,156
06年10月～07年9月	21,879
07年10月～08年9月	21,088

事業系ごみの搬入検査設備を導入

町田リサイクル文化センターでは、事業系ごみに含まれる焼却不適物の混入防止のため4月から検査設備を導入します。これに伴いごみの中身を確認したうえで、持ち帰りなどの指導が入る場合があります。

源化にご協力下さい。

なお、事業に伴い発生する産業廃棄物は、必ず専門の産業廃棄物処理業者での処理をお願いいたします。

☎清掃工場 ☎797・273

4月1日から

- 液晶テレビ
- プラスチックテレビ
- 衣類乾燥機
- 家電リサイクル法対象品目になります

各事業所では、ごみの適正な搬出に加えて、減量と再資源化にご協力をお願いします。

目に、新たに4月1日から液晶テレビ・プラスチックテレビ・衣類乾燥機が追加され、市では回収・処分ができません。廃棄する場合は、購入したお店か、買い替えをしたお店に引き取りを依頼して下さい(リサイクル料金+収集運搬料金がかります)。

詳細は町田市ホームページまたは各家庭にお配りしている「資源とごみの出し方」でもご覧いただけます。

☎環境総務課 ☎797・712